

# 公益財団法人北海道文化財団後援名義使用承認規程

平成7年7月21日施行

(趣旨)

第1 公益財団法人北海道文化財団(以下「財団」という。)が、各種文化事業等に対して後援する場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(承認基準)

第2 財団が後援する事業は財団の設立目的に合致し、主催者が自主的・積極的に取り組むもの、公立文化施設等の活性化に繋がるものなど、本道の文化振興及び健康体力づくりに寄与すると認められる事業とする。

ただし、当該事業が次の各号に該当する場合は、後援しないものとする。

- (1) 政治団体又は宗教団体が主催者である場合(政治家又は宗教家が個人で開催する事業を含む。)
- (2) 主催団体等の役職員に犯罪にかかわる者がいるなど、社会的批判を受ける恐れがある団体が主催者である事業
- (3) 私的な利益のみを目的としている事業
- (4) 一般公開されず特定の人のみで行われる事業
- (5) 資金計画が十分でない事業
- (6) 事故防止対策、公衆衛生対策等が十分でない事業
- (7) 公序良俗に反する事業

(名義の表示)

第3 主催者は、使用が承認された場合、ポスター・チラシ・プログラム等に「(公財)北海道文化財団」と表示しなければならない。

(使用に伴う負担義務)

第4 使用が承認された事業に対し、当財団は費用・物品等の負担義務をしないものとする。

(手続)

第5 後援名義の使用承認の申請は、第1号様式の後援名義申請書によることとする。

なお、主催者が民間団体の場合は、団体の性格及び概要がわかる資料（定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況など）を添付すること。

2 主催者は、申請の内容に変更（軽微なものは除く。）が生じる場合は、速やかに財団に連絡するものとする。

3 理事長は、申請のあった事業について、第2で定める承認基準に基づき審査しその認否を決定する。

4 理事長は、後援を承認した場合には、主催者に対し、第2号様式の後援名義使用承認書により速やかに通知するものとする。

5 後援名義使用の承諾を受けた主催者は、事業の終了後1ヶ月以内に、第3号様式の後援名義使用結果報告書を財団へ提出するものとする。その際、事業決算書、ポスター・チラシ・プログラム等の名義を使用した資料等を添付すること。